

別表第2（第4条関係）

配慮事項

影響があると想定される事項	配慮事項
生活環境の保全	<p>① 住宅地に近接する場合や公道に接する場合には，圧迫感，騒音，熱及び反射等に配慮する対策をとること。</p> <p>② 設置事業にあたって樹木を伐採する必要があるときは，最小限にとどめること。</p> <p>③ 周辺住民の生活環境を保護するとともに，周辺の景観を阻害しないように設置事業を行うこと。</p> <p>④ 設置事業の施工にあたっては，周辺住民や一般車両の通行の安全確保を図るとともに，車両や重機等による振動，騒音及び粉じん等による被害を及ぼさないよう必要な措置を講じること。</p>
防災及び安全対策	<p>① 土地の形質変更は最小限とし，切土又は盛土により法面又は擁壁等が生じた場合は，土砂の流出を防止する措置を講じること。</p> <p>② 崖地の近隣に設置する場合には，崖肩沿いの排水対策や崖肩からの距離をとり，崖地の崩落防止措置を講じること。</p> <p>③ 雨水，排水又は湧水は想定される水量を有効に排水できる措置を講じ，隣接地又は道路への流出を防ぐこと。</p> <p>④ 雨水，排水又は湧水の水量が想定する量を超えた場合には，その後に生じる事象等について，事業者が責任をもって対応すること。</p>
地元関係者への対応	<p>① 事業の計画から工事の完了まで，事業内容を説明する標識等を設置し，事業の周知を図ること。</p> <p>② 地元関係者から以下のことについて要望があつた場合には，事業者の責任において特段その要望に応じること。</p> <p>ア説明会の開催</p> <p>イ協定書等の作成</p>

発電設備設置後の維持管理

- ① 事業区域内の除草や剪定，清掃を定期的実施し，周辺環境に影響を及ぼさないようにすること。万が一周辺環境に影響を及ぼす状況が発生した場合には速やかに対処すること。
- ② 除草剤や農薬の使用に当たっては，適正な散布を心掛け，周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。
- ③ 発電設備を廃止した場合は，関係法令に基づき，適正に対応すること。また，太陽光発電設備を廃止した場合には，関係法令のほか，環境省が作成した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき，適正に対応すること。